法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

第１　改正の概要

１　ＤＶ被害者等の住所等の非表示措置の新設

遺言書保管ファイルに記録されているＤＶ被害者等の住所等の情報について、申出に基づき、非表示措置（遺言書情報証明書への記載及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧時の表示をしない措置）を講ずる仕組みを新設する改正を行う。

２　証明・閲覧に関する請求書の記載事項・添付書類の省略の拡充等

請求人の負担軽減、手続全体の整合性の確保等の観点から、関係相続人等による証明・閲覧の請求について、請求書に記載すべき事項及び添付すべき書類を省略することができる範囲を拡充する改正を行う。

３　申請書等の様式の変更

申請人等の記入の負担を軽減するため、申請書等の様式における記名欄を削除する等の改正を行う。

４　その他の改正

その他、規定の文言の適正化等の所要の改正を行う。

第２　施行時期

省令の公布の日を予定